

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : (株) 北陽

業者の住所 : 大阪府大阪市東淀川区菅原7-1-21

2. 競争参加停止措置期間 : 2025年7月29日～ 2025年12月28日
(5カ月)

3. 事 実 概 要 :

株式会社北陽は、令和7年3月31日付けで大阪府より以下の監督処分を受けた。

(1) 株式会社北陽は、大阪市発注の3件の工事（以下「本件工事」という。）において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべきA氏を主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に非専任の主任技術者として配置した。また、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、「工事経歴書」に本件工事うち2件の工事の工事現場に配置した主任技術者をA氏と記載すべきところ、B氏と記載をし、さらに、株式会社ケイテックから請け負った当該工事を、建設業法第22条第1項の規定に違反して、一括して株式会社タケムラに請け負わせていたが、当該工事を実質的に行っているとは認められないため当該工事の金額を完成工事高に含めて記載するべきではないところ、当該工事を施工したとして当該工事の金額が鋼構造物工事の完成工事高に含まれるとする記載をした。これらのことが建設業法第28条第1項及び第4項に該当するとして、大阪府より指示処分を受けた。

(2) 株式会社北陽は、大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべきA氏を主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に非専任の主任技術者として配置する（加えて、他社の現場代理人でもあった）など適格な主任技術者を配置せず、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社タケムラに請け負わせた。また、株式会社北陽は、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、A氏が他社の工事の現場代理人となっていたにもかかわらず、同氏を「技術職員名簿」に記載をした。これにより得た経営事項審査結果を大阪市等に提出し、大阪市等がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。

これらのことが建設業法第28条第3項及び第5項に該当するとして、大阪府より25日間の営業停止処分を受けた。

4. 競争参加停止措置理由 :

株式会社北陽が建設業法の規定により監督処分（指示処分及び25日間の営業停止処分）を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第12号（建設業法違反行為）に該当するため。

〈競争参加停止要領 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
1～11 略 12 近畿地区の地域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。） 13～15 略	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内